

7-1 倫理委員会

平成 28 年度には、倫理委員会が対応すべき事案が 2 件発生し、倫理委員会運営規則（以下「運営規則」という。）の規定に基づき倫理委員会を 2 回開催した。

1. 千葉県発注の設計業務の入札における公契約関係競売入札妨害及び証拠隠滅事件に関する事案

(1) 審議日時

平成 28 年 9 月 21 日（水）9 時 15 分から、協会本部会議室において倫理委員会を開催した。

(2) 審議内容

上記事案に対して、運営規則第 6 条第 1 項の規定に基づき審議し、運営規則第 8 条第 3 項に規定する「倫理綱領等に違反し、協会の名誉を毀損した」ことは明らかであること、及び過去の事例を参考に、全会一致をもって「警告」の懲戒処分を行うことが相当であると決定した。

併せて、平成 23 年に「建設コンサルタント登録規程」が改正されたことなどを踏まえ、運営規則を改正すべきであるとの結論に達した。

(3) 審議事項の報告

上記の審議に基づく結果については、運営規則第 7 条の規定に基づき会長及び常任理事会（平成 28 年 10 月 19 日）に報告した。

2. 中日本高速道路株式会社東京支社横浜保全・サービスセンター発注の施工管理業務における秘密情報漏えい事件に関する事案

(1) 審議日時

平成 28 年 12 月 21 日（水）9 時 00 分から、協会本部会議室において倫理委員会を開催した。

(2) 審議内容

上記事案に対して、運営規則第 6 条第 1 項の規定に基づき審議し、運営規則第 8 条第 3

項に規定する「倫理綱領等に違反した」ことは明らかであること、及び過去の事例を参考に、全会一致をもって「注意」の懲戒処分を行うことが相当であると決定した。

(3) 審議事項の報告

上記の審議に基づく結果については、運営規則第 7 条の規定に基づき会長及び常任理事会（平成 28 年 12 月 21 日）に報告した。

（倫理委員会委員長 村田 和夫）